

小野勇治議員に対する議員辞職勧告決議

我々豊後大野市議会議員は、議員として市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めていかなければならない。

豊後大野市政治倫理条例第4条第1項において議員は、「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。」等の政治倫理基準を遵守しなければならないとしている。

また、豊後大野市議会基本条例第24条においても、議員は、豊後大野市政治倫理条例を遵守し、品位の保持に努めなければならないとしている。

しかしながら、平成27年6月26日付で議長が豊後大野市政治倫理審査会の審査を求めた件に係る同審査会の同年8月28日付審査結果報告書によると、小野勇治議員は、平成26年4月23日に実施された市有地売却の一般競争入札において代理人として参加し、当該入札への代理参加及び落札の謝礼として現金を収受したことが認められ、当該行為は、豊後大野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号並びに、豊後大野市議会基本条例第24条に違反すると結論付けている。

この度の政治倫理審査会の審査結果は、極めて重大であり、小野勇治議員は、市民の範として法令等の遵守が強く求められる市議会議員の職にありながら、その規範意識の欠如とも思われる行為により、市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させており、断じて許されない。

よって、小野勇治議員は、公職である市議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、このまま議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではなく、事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成27年9月11日

豊後大野市議会